

健保適用除外事業所って？

事業主負担の対象事業所

- ① 法人事業所の代表者と従業員
- ② 5人以上の個人事業所に勤務の従業員
- ③ 5人未満で任意で厚生年金を掛けている事業所の従業員

上記の①②の事業所は本来、社会保険（健康保険と厚生年金）の加入義務があります。ただし、事由発生から14日以内に承認手続きを行えば、建設国保に加入したまま厚生年金を掛けられる制度（健康保険適用除外）があり、その制度を利用している事業所を『健保適用除外事業所』といいます。

③の任意で厚生年金を掛けている事業所も同様です。



どうして健保適用除外事業所に勤務していると、事業主負担5,500円が必要になるの？



事業主健診と重複する部分の費用をご負担いただくためです。



労働安全衛生法において、事業主は労働者に対し健診を実施する義務があり、その費用も事業主が負担するとされています。従って、**事業主健診と重複する部分の費用（5,500円）**をご負担していただきます。

岐阜県建設国民健康保険組合